

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和4年10月5日(水)午後3時から

2. 会議の場所 市役所本館3階大会議室

3. 会議に付した議案等

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
申請人 [REDACTED]

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 [REDACTED] 外3件

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

(出席農業委員・8名)

黒田 敏弘、澤田 博行、山田 義明、石原 忠則、石若 明道、福田 智、
新村 剛、長谷川 玲子

(出席推進委員・8名)

松井 滋樹、石倉 光男、浦田 英男、吉田 満夫、東川 一志、滝川 裕子、
加藤 清治、伊藤 久義

(欠席委員・0名)

5. 事務局(3名)

石井事務局長 村田主任 大竹主任

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長

それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。

本日は、2,000㎡以上の転用案件の現地確認がありますので、会議を中断
します。移動してバスにご乗車ください。

現地確認

議案第17号1番

申請農地：滑川市 [REDACTED] 外2筆

譲受人： [REDACTED]

議案第17号2番

申請農地：滑川市 [REDACTED] 外1筆

譲受人： [REDACTED]

帰庁

会 長

それでは、会議を再開します。

議事録署名委員に、黒田 敏弘委員、澤田 博行委員を指名します。
これより議案審議に入ります。

会 長

議案第16号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件につ
いて、この案件の地区担当は私ですので、職務代理、進行をお願いします。

職務代理

では、事務局説明をお願いします。

事務局

(議案第16号1番について朗読及び説明)

申請理由は、譲渡人は [REDACTED] 在住で、滑川市に戻ってくる見込みはなく、
譲受人は、 [REDACTED] 在住で [REDACTED] 内において約12ha、主に水稻を作付けして
います。 [REDACTED] 在住ですが親族が [REDACTED] 地区で農家をしており、滑川市内
での耕作に協力いただけることから譲り受けるものです。

職務代理

地区担当委員の補足説明をお願いします。

加藤推進委員

事務局から説明のあったとおりであり、特に問題ないと思います。

新村委員

同じく特に問題ないと思います。

職務代理

この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

(各委員から「異議なし」の発言あり)

それでは、この案件は許可することといたします。

では、進行を会長へお返しします。

会 長 続きまして、議案第 17 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第 17 号 1 番について朗読及び説明)
申請地は、県道富山滑川魚津線(旧 8 号線)から西へ約 10 メートル、県道古鹿熊滑川線に面する農地です。
申請地は、都市計画法の用途地域内(第 2 種住居地域・準工業地域)の農地であることから、第 3 種農地と判断され許可できるものと考えられます。
転用理由は店舗及び駐車場敷地です。譲受人は[]に本社を構え、全国にドラッグストアを展開しています。今回の申請により市内で 2 店舗目、県内で 16 店舗目となります。申請地は用途地域内で主要道路に近く、周囲に商業施設や住宅地が連担しており、滑川市内では申請地より魚津側にはドラッグストアが存在しないことからニーズが見込めると判断し、関係者の同意を得、申請したものです。
隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、土砂の流出を防止し、雨水は西側に設けた調整池を経てオリフィスにて調整し、敷地側面側溝に放流します。汚水については公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員 特に問題ないと思います。

吉田推進委員 同じく特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は 3,000 ㎡以上の転用申請でありますので、県農業会議へ諮問し、その意見を付け、県へ進達することといたします。

会 長 では、事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第 17 号 2 番について朗読及び説明)
申請地は、県道富山滑川魚津線(旧 8 号線)から西へ約 10 メートル、県道古鹿熊滑川線に面する農地です。
申請地は、都市計画法の用途地域内(第 2 種住居地域・準工業地域)の農地であることから、第 3 種農地と判断され許可できるものと考えられま

す。

転用理由は貸店舗敷地及び貸駐車場です。譲受人は現在、[]で不動産業を営んでいます。転用内容は議案 1 番の[]の店舗及び駐車場を一体的に整備するものです。

譲受人が 1 番[]と 2 番[]の別々になる理由としては、それぞれの地権者の意向により権利の設定種別が違うためで、[]の方が賃借権設定、[]が所有権移転となるものです。転用後は[]部分を[]に貸し付けて、[]が議案 1 番の申請地と一体的に店舗及び駐車場を整備することとしています。

隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、土砂の流出を防止し、雨水は[]側に設けた調整池を経てオリフィスにて調整し、敷地側面側溝に放流します。汚水については公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員 今ほど事務局から説明があったとおり、1 番と関連した農地であり、特に問題ないと思います。

吉田推進委員 同じく特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ありませんでしょうか。(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では、事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第 17 号 3 番について朗読及び説明)
申請地は、市道駅南区画 14 号線に面する農地です。
申請地は、都市計画法の用途地域内(準住居地域)の農地であることから、第 3 種農地と判断され許可できるものと考えられます。
転用理由は、一般住宅敷地です。譲受人は、申請地の近くのアパートに居住していますが、妻が子供の出産を予定しており、土地区画整理内で滑川駅に近く生活環境に優れた本申請地に住居を構えることを考え、関係者の同意を得、申請したものです。
隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、土砂の流出を防止し、雨水については前面側溝に放流します。汚水については、公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員 先日、吉田推進委員と現地確認をしてきましたが、特に問題ないと思います。

吉田推進委員 ■■■の都市計画地内であり、特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では、事務局次の説明をお願いします。

事 務 局 (議案第 17 号 4 番について朗読及び説明)
申請地は、市道堀江地蔵前線に面する農地です。
申請地は、■■■駅から半径 300m以内の農地であることから、第 3 種農地と判断され許可できるものと考えられます。
転用理由は一般住宅敷地です。譲受人は現在■■■のアパートに居住していますが、子供の成長に伴い手狭になってきており、主要道や実家から近い本申請地に住居を構えることを考え、地権者の同意を得、今回申請するものです。なお、県道に面した隣接地が申請者の実家であり、実家の一部を本申請地の車両乗り入れ口とすることにより、建築基準法上の接道義務を満たすこととしております。
隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、土砂の流出を防止し、雨水については敷地内の雨水枡に集約し、排水します。下水道は公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

福田委員 譲受人と譲渡人は親子関係であり、親の所有する土地に住みたいということで、特に問題ないと思います。

滝川推進委員 同じく特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

その他

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

会 長 これで、審議は終了しました。

午後 4 時 10 分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員